

一般財団法人宮城県教職員互助会遺児育英資金給付金 給付規程

平成25年4月1日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人宮城県教職員互助会運営規則（以下「規則」という。）第2条第1項第1号の遺児育英資金給付金（以下「育英資金」という。）の給付に関し、規則第12条第1項に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 遺児 死亡した会員（会員であった者で退職後3月以内に死亡したものを含む。）の子をいう。

(2) 学校等

学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに法第124条に規定する専修学校又は次のうち理事長が別に定める施設に在籍し、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、法第1条に規定する大学において法第87条第2項に規定する修業年限を6年とする課程にある者にあつては、満24歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものとする。

イ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所

ロ 大学への進学のための課程を有する教育施設

ハ 職業訓練のための施設

ニ その他イからハまでに類する施設

(3) 未就学児

乳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児をいう。

(育英資金の給付)

第3条 育英資金は、未就学児及び学校等に在学する遺児に対して給付する。

2 前項の育英資金は、遺児が義務教育終了後1年以内に就職した場合には、これを一時金として給付することができる。ただし、一時金の給付を受けた者については、就職後の在学期間に対する育英資金は給付しない。

(給付の額及び期間等)

第4条 育英資金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 未就学児 月額 11,000円

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する者
月額 12,000円

(遺児育英資金給付金給付規程)

- (3) 中学校, 義務教育学校の後期課程, 中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する者 月額 14,000円
- (4) 高等学校, 中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部, 大学, 高等専門学校又は専修学校等に在籍する者 月額 16,000円
- (5) 一時金 120,000円

2 前項の給付は, 会員が死亡した日の属する月の翌月から, 第9条第1号に掲げる事実の生じた日の属する月までであって, 第3条の規定に該当する期間とする。

(給付の時期等)

第5条 育英資金は, 当該年度分をとりまとめ7月に給付する。ただし, 給付後に給付事由が発生したときは, 給付事由発生日の属する月の翌月以降に給付する。

2 第4条第1項第5号の一時金は, 前項の規定にかかわらず遺児の就職が決定したときに給付する。

3 育英資金の給付は, 当該給付を受けようとする遺児の指定する銀行の預金口座へ振込方法により施行する。

(請求手続)

第6条 育英資金の給付を受けようとする者は, 遺児育英資金(一時金)請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて一般財団法人宮城県教職員互助会(以下「教職員互助会」という。)理事長に提出しなければならない。

- (1) 会員であった者の遺児であることを証する書類
- (2) 遺児の入学, 在学又は就職を証明する書類(未就学児を除く。)
- (3) 法定代理人が親権者以外ときは, これを証する書類

(給付の決定等)

第7条 教職員互助会理事長は, 請求書を受理した時は, すみやかにその適否を決定し, 通知しなければならない。

2 教職員互助会理事長は, 前項の規定により給付の決定を行ったときは, 遺児育英資金給付証(様式第2号)を交付するものとする。

(受給権の譲渡禁止)

第8条 育英資金の給付を受ける権利は, これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(受給権の消滅)

第9条 遺児が, 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは, 育英資金の給付を受ける権利は消滅するものとする。

- (1) この規程の第2条第2号に規定する学校等に在学しないこととなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 受給者の父又は母が, 受給者を伴って婚姻したとき(届け出はしていないが, 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合を含む。)
- (4) 養子になったとき
- (5) その他, 育英資金を給付することが, 適当でない認められるとき

(権利の放棄)

第10条 育英資金の給付を受ける権利は, これを放棄することができる。

(受給者の届出義務)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、当該各号に定める書類をもって、そのつど教職員互助会理事長に届け出なければならない。

- (1) 第9条第2号から第4号までの一に該当したとき 遺児育英資金受給権消滅届 (様式第3号)
- (2) 高等学校等又は大学等を退学したとき 退学届
- (3) 受給者の法定代理人に変更があったとき 法定代理人変更届 (様式第4号)
- (4) 受給者若しくは受給者の法定代理人の住所又は第5条第3項に規定する預金口座等を変更したとき 住所、預金口座変更届 (様式第5号)
(継続給付の申立)

第12条 受給者は、毎年4月に遺児育英資金継続給付申立書 (様式第6号) に次に掲げる書類を添えて教職員互助会理事長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の戸籍謄本又は住民台帳謄本
 - (2) 在学を証明する書類 (未就学児を除く。)
- 2 教職員互助会理事長は、継続給付の申立書を受理したときは、すみやかにその適否を決定し、通知しなければならない。
- 3 教職員互助会理事長は、前項の規定により継続給付の決定を行ったときは、遺児育英資金継続給付証 (様式第7号) を交付するものとする。
(育英資金の返還等)

第13条 教職員互助会理事長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、受給者に対し給付金のうち過払となった額については、返還を求めることができる。

- (1) 受給者が第11条第1号及び第2号に該当し、給付金に過払が生じたとき
 - (2) 受給者が不正な手段で給付金を受領したとき
- 2 教職員互助会理事長は、第12条による遺児育英資金継続給付申立書の提出のないときには、給付金を停止することができる。
(時効)

第14条 この規程により給付金を受ける権利は、その給付の事由が生じた日の属する月から3年間請求しなかったときには、時効によって消滅する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、一般財団法人宮城県教職員互助会の設立の登記の日 (平成25年4月1日) から施行する。
(財団法人宮城県教職員互助会遺児育英資金給付規程の廃止)
- 2 財団法人宮城県教職員互助会遺児育英資金給付規程 (昭和49年4月1日制定) (以下「旧給付規程」という。) は、廃止する。
(経過措置等)
- 3 この規程の施行日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。
- 4 旧給付規程第14条の規定による時効「2年間」の適用については、「3年間」とし、平成22年4月1日以降の給付事由から適用する。

附 則

この規程は、平成27年2月6日から施行する。

(遺児育英資金給付金給付規程)

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行し、改正後の一般財団法人宮城県教職員互助会遺児育英資金給付金給付規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

遺児育英資金（一時金）請求書

元 会 員	氏 名		会員番号			
	死亡年月日					
	元所属所名					
育英資金請求者	氏 名	生 年 月 日	元 会 員 との続柄	学 校 名	学 年	
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
	本 籍 地					
	現 住 所					
法定代理人	氏 名		受 給 者 との続柄			
	現 住 所	〒 TEL ()				
振込依頼銀行名		銀行 店 (フリガナ) 口座番号 (普) 名義人				
家 族 構 成	氏 名	生 年 月 日	年齢	元 会 員 との続柄	学校名・職業	同居の別 別居
		年 月 日				同・別
		年 月 日				同・別
		年 月 日				同・別
		年 月 日				同・別
		年 月 日				同・別
遺児育英資金（一時金）の給付を受けたいので、必要書類を添えて請求します。						
令和 年 月 日						
一般財団法人宮城県教職員互助会理事長 殿						
請求者氏名						
法定代理人氏名						

(様式第2号)

遺児育英資金給付証

1 受給者の住所氏名

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 (才)

2 給付決定内容

番 号 一財宮教互遺 第 号

金 額 月 円 (幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高)

給付期間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

一般財団法人宮城県教職員互助会遺児育英資金給付規程により、上記のとおり給付します。

令和 年 月 日

法定代理人氏名 殿

一般財団法人宮城県教職員互助会理事長 印

(様式第3号)

遺児育英資金受給権消滅届

給付証番号	一財宮教互遺 第 号
受給者氏名	

上記の者は、令和 年 月 日 しまったので、
関係書類等を添えてお届けします。

令和 年 月 日

一般財団法人宮城県教職員互助会理事長 殿

法定代理人氏名

(様式第4号)

法定代理人変更届

給付証番号	一財宮教互遺 第 号
受給者氏名	

法定代理人

新	氏名		受給者との続柄	
	住所	〒 TEL ()		
	本籍地			
	職業及び勤務先			
	変更年月日	年 月 日	変更事由	
旧	氏名		受給者との続柄	
	住所	〒 TEL ()		
	本籍地			
	職業及び勤務先			
	変更年月日	年 月 日	変更事由	

上記のとおり変更したいのでお届けします。

令和 年 月 日

一般財団法人宮城県教職員互助会理事長 殿

新法定代理人氏名

(様式第5号)

住 所
預金口座 変更届

給付証番号	一財宮教互遺 第 号
受給者氏名	

住 所 変 更	氏 名	受 給 者	
		法定代理人	
	旧 住 所	受 給 者	
		法定代理人	
	新 住 所	受 給 者	
		法定代理人	
口 座 変 更	振込先銀行名	銀 行 店	
	口 座	記 号 番 号	
		フリガナ 氏 名	

上記のとおり変更したいのでお届けします。

令和 年 月 日

一般財団法人宮城県教職員互助会理事長 殿

法定代理人氏名

(様式第6号)

遺児育英資金継続給付申立書

受給者	氏名		給付証番号						
	現住所	〒		TEL	()				
	在学学校名								
法定代理人	氏名								
	現住所	〒		TEL	()				
	勤務先			TEL	()				

上記のとおり相違ないので継続給付して下さるよう申し立てます。

令和 年 月 日

一般財団法人宮城県教職員互助会理事長 殿

受給者氏名

法定代理人氏名

(様式第7号)

遺児育英資金継続給付証

1 受給者の住所氏名

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 (才)

2 給付決定内容

番 号 一財宮教互遺 第 号

金 額 月 円 (幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高)

給付期間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

一般財団法人宮城県教職員互助会遺児育英資金給付規程により、上記のとおり給付します。

令和 年 月 日

法定代理人氏名 殿

一般財団法人宮城県教職員互助会理事長 印